

## 第8期第2回

# 福祉のまちづくり推進会議

## 議 事 録

日 時：平成26年10月30日（木）午後1時30分開会  
場 所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 2階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） 事務局をしております札幌市障がい福祉課の洞野と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

本日の会議に先立ちまして、事務局からお願ひがございます。本日は、まだ今日はお見えになっていらっしゃいませんけれども、音声通訳者の介助を受けて参加されている方がいらっしゃいますので、ご参加の皆様におかれましては、特段のご配慮をお願ひしたいと考えております。ご発言の際はマイクをお使いいただきまして、まず、冒頭にお名前を名乗っていただいてから、なるべくゆっくり、はっきりとお話をくださいますようお願ひいたします。

また、この会議の議事録につきましては、後日、ホームページ上で公開いたしますので、あらかじめご了承をお願ひいたします。

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長） それでは、お見えになっていない委員もいらっしゃいますが、定刻でございますので、ただいまから、第8期第2回福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、福祉のまちづくり推進会議事務局の長谷川でございます。

### ◎開会挨拶

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長） 開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の嶋内からご挨拶を申し上げます。

○嶋内障がい保健福祉部長 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の嶋内と申します。

会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、札幌市福祉のまちづくり推進会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、札幌市の福祉行政に対し、日ごろから多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことに、心からお礼を申し上げたいと思います。

4月から札幌市の事務分掌の関係で私も障がい保健福祉部が福祉のまちづくり推進会議を担当することになりまして、これが初めての全体会議となります。改めまして、よろしくお願ひいたします。

さて、第8期の福祉のまちづくり推進会議は昨年9月からの任期ですので、ちょうど1年が経過したところでございます。これまでの委員の皆様におかれましては、各部会の委員として大変熱心にご審議をいただき、優しさと思いやりのバリアフリー部会では、半年の間に4件のバリアフリーチェックが行われ、建築物や歩道整備について大変貴重なご意見を頂戴しております。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会では、平成21年3月に策定されました基本構想につきまして、平成23年12月に一部見直しを行っているものの、そ

の後もバリアフリーを取り巻く周辺状況に変化が生じており、再度、見直しが必要とされております。歩道整備等の現地チェックを含め、委員の皆様方にはご審議をいただいているところでございます。

本日の会議におきましては、これまで各部会でご審議された内容のご報告をいただき、情報を共有するとともに、残りの任期中の活動方針をご確認いただければと考えております。

委員の皆様方には、今後とも、さまざまな視点からの忌憚のないご意見をいただき、福祉のまちづくりをともに推進していただきたいと考えている次第でございます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎出席者自己紹介

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長）　ここで、事務局職員をご紹介します。

まず、事務局長は、ただいまご挨拶を申し上げました保健福祉局障がい保健福祉部長の嶋内でございます。

そして、私は、障がい福祉課長の長谷川でございます。改めて、よろしくお願いいたします。

次に、事業計画担当係長の洞野です。

担当職員の小澤です。

続きまして、市民まちづくり局総合交通計画部です。

三栖交通施設担当課長です。

阿部駐車施設担当係長です。

同じく、工藤職員です。

次に、建設局土木部道路課です。

土井計画担当課長です。

吉舗主査です。

加藤職員です。

滝谷職員です。

続きまして、観光文化局文化部です。

市民文化課の加藤市民交流複合施設担当係長です。

事務局は以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、委員のご出席の確認をさせていただきます。

委員の皆様のうち、所用のため欠席の連絡をいただいております方は、松川委員、石橋委員、東委員、照井委員、中ノ殿委員、澤田委員、宮崎委員の7名でございます。当会議の委員定数は23名、現在出席いただいております委員は、1名が遅参されてこられるかと思いますが、16名でございますので、会議の定足数である過半数に達してい

ることをご報告させていただきます。

◎資料確認

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長） 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） 事業計画担当係長の洞野でございます。よろしくお願いたします。

私から、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、第8期第2回福祉のまちづくり推進会議の会議次第を1枚お配りさせていただいております。もう一つは、推進会議の委員の皆様の名簿と座席表が両面で1枚になっているものの二つを机の上に配付させていただいております。ご確認いただきたいと思います。次に、資料でございますけれども、委員の皆様には事前に資料を送付させていただいております。本日お持ちいただくことをお願いさせていただいたところでございます。資料は6種類ございまして、資料番号（1）－1から（1）－4まででございます。こちらは、バリアフリーチェックのそれぞれの概要になります。それから、（2）－1と（2）－2と書かれた新・バリアフリー基本構想見直し検討部会の中間報告の資料です。合わせて6種類の資料を事前に送付させていただいております。

お持ちいただいていない委員はいらっしゃいますでしょうか。

資料確認につきましては以上でございます。

2. 議 事

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長） それでは、本日の議題に入りたいと思います。

ここからは、浅香副会長、お願いたします。

○浅香副会長 本日は、松川会長が所用のため欠席されておりますので、かわって議事の進行をさせていただきます。

全体会議といたしましては、先ほど嶋内部長がおっしゃられたとおり、ちょうど1年ぶりとなりますので、これまで二つの部会それぞれで審議を重ねてこられた内容をご報告いただきたいと思います。

まずは、優しさと思いやりのバリアフリー部会の活動についての説明を事務局から願いたします。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） 事業計画担当係長の洞野でございます。

第1回の全体会議でもご説明をさせていただいておりますけれども、優しさと思いやりのバリアフリー部会の取り組みにつきまして、再度、簡単にご説明をさせていただきます。

こちらの部会では、公共的施設のバリアフリーチェックと危険施設等の通報システムの二つの取り組みを行っております。

危険施設等の通報システムにつきましては、制度が始まりました平成22年にはチラシでのPRなども行っておりましたが、現在はホームページのみのPRとなっておりますので、再度、周知の方法などについて検討をしているところでございます。

また、バリアフリーチェックシステムにつきましては、平成22年9月に運用を開始いたしました。第6期の推進会議から優しさと思いやりのバリアフリー部会を設けて、バリアフリーチェックの視察を行っております。こちらのバリアフリーチェックは、数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取り組みといたしまして、公共的施設を整備する際に、障がいのある方や高齢者の方などによるバリアフリーチェックを実施いたしまして、意見を求めるシステムとなっております。

バリアフリーチェックの対象でございますが、市が行う事業で2,000平方メートル以上の建築物の新設や増改築、道路のバリアフリー化事業、また、地区公園や総合公園の整備となっております。毎年、対象となる事業を事業実施部局に照会し、対象となる事業を決定しております。昨年までは年に一、二件の事業についてバリアフリーチェックを行ってまいりましたが、ことしに入りましてチェックを行うべき事業が重なりまして、これまで4件のバリアフリーチェックについて部会の皆様に視察をいただいたところです。

このバリアフリーチェックにつきましては、障がいのある方や高齢の方を中心に組織されたチェックを実施する団体から選任されたチェック実施者に図面や現地におきましてチェックを実施しまして意見をいただいております。バリアフリーチェックでいただきましたご意見やご要望につきましては、事業実施部局で回答を取りまとめ、チェック実施者へ報告した後、部会へ報告を行いまして、ホームページ上でも公開しております。皆様へ事前にお送りしております資料につきましても、同じものを添付させていただいております。

本日は、チェック当日に出た意見につきまして全てをご紹介する時間はございませんので、この後、若狭部会長から部会の報告をいただいた後、ご質問等があればいただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○浅香副会長 それでは次に、優しさと思いやりのバリアフリー部会について、若狭部会長よりご報告をいただきます。お願いします。

○若狭委員 優しさと思いやりのバリアフリー部会の部会長の若狭でございます。よろしく願いいたします。

ただいま事務局からの説明にもありましたように、今年は、既に4件のバリアフリーチェックを行い、部会委員も視察を行っている状況です。

バリアフリーチェックの対象となる事業についても説明がございましたが、建築物、道路のバリアフリー化事業、公園の整備と、ことしは全ての種類についてチェックを行っている状況です。中でも、5月に行われました現地でのフィールドチェックは、基本構想見直し検討部会として行われたもので、本日もご出席の皆様と一緒に現地を視察させていただいております。そのほかの3回は、いずれも会議室において図面での説明を受け、質疑応

答を行ってまいりました。先月9月4日に第2回優しさと思いやりのバリアフリー部会を開催し、第8期に実施した公共的施設のバリアフリーチェックについて審議をいたしました。

部会では、チェック当日の意見と、それに対する市の見解が報告され、さらにチェックから時間が経過したものについては事業実施部局からの改善された点などの報告が行われ、委員の皆様からも意見をいただき、活発な討議がされましたので、部会における主な意見について、この後、ご報告をさせていただきます。

まず、資料(1)-1となります。

2月に行われました厚別駅自由通路のバリアフリーチェックとなります。

これは、現在ある駅舎の西側に線路を南北にわたる自由通路が建設されるということで、現在はバリアフリー化されていない西口改札からもエレベーターが使えるようになるということです。当日は、駅舎へ出入りする人の動線を中心に議論されました。事業実施部局からは、点字ブロックの配置について3パターンの提示があり、出席者の意見を求めたり、床材の色についても質疑があり、予定された色よりも明るいものとして、点字ブロックの両脇のみは濃い色にするなど、バリアフリーチェックによってさまざまな配慮がなされております。

部会では、チェック当日に質問ができなかった通路の床材について質問があり、事務局に確認をしてもらい、ゴムチップ舗装という市内では札幌ドーム前の横断歩道橋にも使用されているゴム製の舗装材を使い、アスファルト舗装のように面的に施工されると回答がございました。

また、苗穂駅周辺地区整備事業については、平成27年度に実施設計を予定しており、バリアフリーチェックも実施予定とのことでした。

続きまして、5月に行われました歩道バリアフリー整備事業です。

資料は(1)-2となります。

先ほど申しあげましたように、基本構想見直し検討部会で行われたフィールドチェックとなります。推進会議委員とチェック実施者で30名ほどの参加があり、また、図面だけではなく、現地視察ということで、当日も非常に多くの意見が出されております。部会での意見では、月寒公園の前は、健常者でも危ないところで、公園に沿って通過車両が非常に激しく、運転手に注意喚起できるものを整備してほしい、あるいは、美園まちづくりセンターは道路から即段差があり、玄関も狭く、改修は難しいのではといった意見が出ていました。

歩道整備につきましては、基本構想見直し検討部会でも議論されていると伺っております。後ほど、部会からの報告にも盛り込まれてくると思いますので、歩道バリアフリー整備についての報告は以上といたします。

次に、6月に行われました円山公園の大通南線入り口の改修です。

資料は(1)-3となります。

地下鉄駅から近い公園入り口にある管理事務所や屋外のトイレの改修ということです。チェック当日は、トイレの使用や園内の点字ブロック、案内図について質疑が行われております。事業実施部局からは、公園入り口から屋外トイレまでの経路に点字ブロックがなく、設置すべきかどうか意見を求められました。参加者からは、視覚障がい者が一人で到達するためには必要という意見があり、点字ブロックを設置する方向となりました。また、部会では、屋外トイレは24時間利用できるそうですが、その分、いたずらなどもあり、ウォシュレットがないなど、機能的に制限があるのはやむを得ないが、こうした制約なり仕様なりを知った上で利用していただくことが一番だと思うので、公園のガイドで示したり、パンフレットやホームページなどで知っていただくことが大事であるとの意見がございました。

次に、8月に行われました仮称市民交流複合施設整備となります。

資料は(1)－4です。

建築物としては大規模なもので、約2,300席の多目的ホール、アートセンター、図書館などが入りまして、2015年から3年かけて工事を行い、開館予定が2018年秋ごろとのことです。チェック当日は、施設内の動線や多目的トイレについての説明が行われております。また、ホールについては、障がい者の講演などへの対応のため、補聴器を使用する方への配慮も、座席数や場所は未定ですが、対応する予定とのことです。部会では、多目的ホールの車椅子席について、例えば、札幌ドームでは車椅子席では選手とハイタッチができないなど選択の幅が余りないのですが、多目的ホールについてはどうかとの質問をいただきました。事務局に確認してもらったところ、車椅子席をホールの1階と2階のそれぞれ前方、後方に設け、舞台から遠い、近いの選択ができること、料金設定などにおいても選択ができるとの回答を得ております。ご報告いたしましたとおり、チェック実施者や部会委員の意見を取り入れ、より利用しやすい施設への一助になったのではないかと思います。

今後も、バリアフリーチェックの予定がありますので、部会としても、これまで視察してきた経緯を生かして意見を述べ、誰もが利用しやすい施設になればと考えております。建築物については、今回、設計段階のバリアフリーチェックを行いました。施工段階でもチェックを行うということですので、少し先の話ではありますが、意見が反映された建築物のチェックも期待される場所であると思います。

優しさと思いやりのバリアフリー部会での審議内容の報告は以上でございます。

○浅香副会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局からの説明並びに若狭部会長からご報告をいただきましたが、内容につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

○児玉委員 公募委員の児玉でございます。

バリアフリーチェックの概要についてお尋ねしたいと思います。

資料(1)－2の第1回公共的施設のバリアフリーチェックの概要の中で、主な質疑が

下のほうにありまして、私も質問したのですが、雨水ますのふたの格子を隙間の細いものに変更していくということで、先日、数値的なものを公表していただけなかったと思うのですが、何ミリのものを何ミリに縮小するのか。また、優先道路の注意喚起の方法については、札幌市と北海道警察で協議をして検討している最中であるということですが、その後の経過をお知らせいただければ大変ありがたいと思います。

それから、美園のまちづくりセンターの件ですけれども、この印刷物によりますと、市民まちづくり局では、美園はまだ計画に入っていないと書いてございます。まちづくりセンターの役割というのは、超高齢社会を迎えて、さまざまなことで障がい者あるいは高齢者の利用が多くなってきますので、早急に、部分的にでも改善することが必要ではなかろうかと思った次第です。

それから、段差の解消につきましても、歩道の勾配がありまして、多分、5%を超える勾配が美園の周辺の歩道にはあったと思います。その辺も、できるところから手をつけていったほうがいいのではなかろうかと思っております。

また、歩道の有効幅員確保の中で、視覚に障がいをお持ちの方からの意見がございまして。ここで、色の問題が出てきておりますけれども、色覚障がいについて検討したことがあるのかどうか、そして、色覚障がい、あるいはサインのことについては、後からも出てきますけれども、札幌市立大学のデザイン学部その他と協議しながら、サイン計画や地図の作成などをやったほうがいいのではないかと思うのですが、そういう協議の場を今まで設けたことがあるのかどうかについてもご質問したいと思います。

その次の次のページに、全体を通じてというところがございまして。真ん中辺に、車椅子をご利用されている方からの意見で、車椅子で勾配のあるところを長い距離を登るのは非常に辛いということは明らかな事実でございまして。途中で平坦な場所を設けるなどということが必要だろうと思うのですが、その点について事務局はどういうふうにお考えになっているのか、お答えいただければ大変ありがたいと思います。

それから、円山公園のバリアフリーチェックについてです。1枚目で、屋外トイレは、いたずら、破損が多いため、ウォシュレット機能つきトイレ等は設置しない予定であると書いております。確かに、いたずら、破損を懸念することはありますけれども、例えば、北海道神宮の中のトイレは、冬も使えて、なおかつ、ウォシュレット機能があり、非常に快適なトイレになっています。そういうことを考えますと、円山公園の新しくできるトイレについても、やはり、ウォシュレット機能等を完備することが必要ではなかろうかと思っております。

その次のページの点字案内板等でトイレの存在がわかるようになっていきますかという問いに対して、点字案内板を設置する予定はございませんとあります。これは、なぜ点字案内板が必要ではないのかということを若干疑問に思うものですから、その辺について、もしおわかりになれば教えていただきたいと思っております。

その次のページの一番下のその他で、施設の配置等について調整が遅れてしまい、やむ



を得ず、今回の時期にチェック実施を行うことになってしまいましたとあります。これは、調整がなぜ遅れたのか、そのことは非常に大きな意味を持つのではなからうかと思えます。既に設計が定まった段階で意見を聞いても、それを実態に反映することがなかなかできないのではなからうかという思いがありますので、その辺につきましてもお答えいただければありがたいと思えます。

地区住民の意見を聞いたというふうにごどこかに書いておりましたが、地区住民というのがどの範囲なのか、その辺についてお答えいただければありがたいと思えます。

ここでも、地図や案内板その他を新しく設けられる予定になっておりますけれども、この色について、色覚異常の方々はどういうふうに見られるのか、あるいは、見やすいようにするための工夫をしていらっしゃるのかどうかということです。

公園の案内板については、旭山公園の入り口にありますサイン計画、あるいは音声案内が非常によくできておりますので、そういったものを取り入れてつくられるかどうかです。旭山公園では音声が出るのですが、円山公園では余り出ないような感じになっておりますので、その辺についてもお伺いしたいと思えます。

(1) - 4 の関係ですが、図書館で手が届かない場合などに呼び出しブザーなどで職員を呼ぶということで、ブザーの設置は考えていないと答えられております。やはり、ブザー一等もあったほうがいいかなと思えます。

多目的トイレで音声案内は難しいのしょうけれども、各地方の公共施設の多目的トイレでは音声案内があるのは今や常識になっておりますし、外国語にも対応できるようにすべきだという意見はもっともだと感じました。

色の問題ですけれども、次の色のコントラスト、電光式の表示についても工夫が必要だという意見が出ております。これも、色覚障がいの問題で、現在、色覚障がい者は20人に1人とかなり多い状況ですので、そういったことについても対応できる方策を考えたほうがいいのかと思えながらこの概要を拝読いたしました。

ちょっと長くなりましたけれども、もしわかる部分があればお答えいただければありがたいと思えます。

○浅香副会長 それでは、大分ボリュームがありますけれども、事務局からご回答をお願いします。

○事務局（吉舗建設局土木部道路課主査） ご質問が何点かございましたので、順番が前後してしまうかもしれませんが、担当の部署ごとにお答えしたいと思います。

私は、道路課の吉舗と申します。道路の関係分についてご回答したいと思います。

まず、雨水ますのふたの幅の広いところを小さくするというので、ます目の幅が何センチだったのかというお話がございました。現在、普通に使っているものは23ミリぐらいのものでございますけれども、それをます目の幅が1センチぐらいのものに変えるということですので。都心部でもよく、横断歩道に雨水ますがあるところで目が細いタイプのフタがついていると思うのですが、それと同じものを考えております。

2点目、月寒公園の横断歩道がない箇所を取扱いに関する北海道警察との協議状況でございますが、もし横断歩道をつけたとしても、道路を渡った先の月寒公園の入り口部分の工事が今の予定で平成29年か30年頃と少々先になるので、今の時点では横断歩道がつくともつかないとも判断できない状況であります。引き続き、工事に向けて北海道警察と協議をしていきたいと思っております。また、月寒公園でもバリアフリーチェックを予定しているということですので、そのあたりも加味しながら引き続き検討してまいります。

また、有効幅員の確保のところ、これまでに色覚障がいとの関係の検討をしたことがあるかというご質問につきましては、今のところ、色覚障がいについて道路部局として検討している経緯はないという状況です。

もう一点、長い坂のところ、平坦部はどれくらい必要かという点についてですが、手元の資料ではすぐにわからなかったため、追って調べたいと思っております。

道路関係については以上です。

<担当課からの情報提供>

○歩道上で長い坂が続く場合について

道路の移動等円滑化整備ガイドラインの解説では、『縦断勾配が長く続く場合は、踊り場等の休憩スペースを設けるなどの配慮が必要であり、高齢者や障がいの者の休憩頻度を考慮した間隔で設置することが望ましい』とされている。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） 障がい福祉課の洞野でございます。

私から、まず1点目は、美園まちづくりセンターの改修の話でございます。まちづくりセンターのバリアフリー化、改修につきましては、今、担当部局で、古い建物などから順番に整備をしているということがございまして、その整備の順番の関係で、どうしてもすぐに改修ができる状況ではないということになっております。

円山公園の関係ですけれども、きょうは担当の部局が都合により出席することができなかったのですが、こちらの報告書にありますとおり、バリアフリーチェックの時期が遅れてしまいました。これは、地元の住民の方との調整に時間がかかったこともあり、バリアフリーチェックの時期が遅れてしまったと聞いております。その結果、工事が始まってからということになってしまいました。ご指摘のとおり、バリアフリーチェックをやっても意見を反映できないのでは意味がないのではないかとご指摘はおっしゃるとおりでございますので、そういうことのないように、日程などについては調整していきたいと思っております。

他のご意見につきましては、担当の部局にも伝えまして、可能なものは検討していきたいと考えております。

以上でございます。

<担当課からの情報提供>

○屋外トイレについて

屋外トイレはいたずら・破損が多く、当公園でも夏期を中心に月に数回破損するなどの実情もあり、ウォシュレット機能付トイレは設置しません。なお、屋外トイレに近接して設置する円山公園パークセンター（管理事務所）には、公園利用者が利用できるウォシュレット機能付トイレを設置します。

○点字案内板について

目が不自由な方でも利用可能な経路などの詳細な案内を、コミュニケーションを取りながら、管理事務所職員によって行うほうが良いと考えています。

○公園の案内板について、色覚異常の方々への配慮、音声案内の検討について

公園の案内板は札幌市立大学デザイン学部に協力をいただき、色覚異常の方々へ配慮したデザインとなっています。音声案内については点字案内板と同様に詳細な案内が可能な、管理事務所職員によって行うほうがよいと考えています。

○浅香副会長 今の3分の1ぐらいの内容で答えが出たと思います。

○児玉委員 ありがとうございます。

その他、ちょっとお尋ねしたいのですが、円山公園の地区住民の範疇というのはどの範囲にあるのですか。地区というのは、何をどういうふうに考えればよろしいのですか。円山公園の場合は、周辺の住民だけではなくて、かなり広範囲の人たちがあそこを利用していると思っておりますので、その辺についてご意見を聞かせていただきたいと思います。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） この文章表現は地区住民となっておりますけれども、具体的にどこの範囲までの住民の方に聞いたかというのは、きょうは担当部局が出席していないものですから、そこを聞きまして、後日、ご回答させていただきたいと考えております。

<担当課からの情報提供>

地区住民の範囲

周辺町内会（円山第4、円山第12、円山神麓第8町内会）向けにワークショップを行った。開催にあたっては、公園利用者のほか、札幌市公式ホームページ、広報さっぽろ中央区版への掲載、中央区役所・円山動物園・地下鉄円山公園駅などの掲示板にて広報を行った。

○児玉委員 もう一点ですが、札幌市と北海道警察が調整しているというお話がございました。一つの事業を進める上では、さまざまな部局あるいは公共団体等が調整しながらやっていくのだらうと思うのですが、例えば、円山公園の場合は、円山動物園がございまして、そのほか、野球場や陸上競技場その他があります。こういった施設管理者と、円山公園で現在行っているバリアフリーチェック、施設の新設その他についての調整はどういう

ふうになっているのでしょうか。

例えば、円山動物園に行くアクセスは、円山公園の中を歩いていくわけですが、当然、その辺のアクセスについても検討しなければいけないと思うのですが、今、円山動物園に行くアクセスは、地下鉄の円山公園駅をおりて、バスか、タクシーか、歩道を歩いていくのが通常でしょうけれども、車椅子の方が自力で円山動物園まで行くことはほぼ不可能な状態ですね。例えば、神宮や公安委員会その他いろいろな団体との調整が必要になってくる場面ではなかろうかと思うのですが、そういった調整機能をどういうふう考えていらっしゃるのか。札幌市の各部局の中には調整課長や調整担当係長という方がいらっしゃるの、部局間での調整は可能かもしれませんが、他の団体との調整の必要性をどういうふう考えて、常時どういうふうに行っていくのか、あるいは行っているのか、その辺がもしおわかりになれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○浅香副会長 では、事務局からお願いいたします。

○事務局(三栖市民まちづくり局交通施設担当課長) 総合交通計画部の三栖と申します。

関連団体との調整についてのご質問ですが、バリアフリーの事業については、道路や公園など、さまざまな施設があります。基本的には、それらをうまく連携することが非常に重要だという思想のもとに、我々の基本構想、あるいは基本構想の後に特定事業計画をそれぞれの団体と連携してつくっております。まず、基本構想の中で優先順位を決め、かつ重点地区を決めてございまして、重点地区の中での道路あるいは公園、その他の公共的な施設それぞれの管理者とその地区の中でうまく連携をとっていきましょうという思想がございまして。その中で対象物がいろいろと違いますので、進捗や協議のタイミングはそれぞれ変わってくると思いますが、一旦、その事業計画を組む中で情報の共有化をした上で、それぞれの施設がうまくつながるようということに動いております。結果としては、うまくつながっていかないということも多々あるかと思いますが、一旦そういう計画の中で調整をしているということになっています。

○浅香副会長 児玉委員、よろしいでしょうか。

○児玉委員 確かに、その都度に協議していくことも必要かもしれませんが、例えば、横浜市などは、常設の調整機関を設けていて、そのもとで案件についてそれぞれ協議しているように聞いております。これからますます、札幌市だけではなく、道、公安委員会、道路管理者その他、さまざまところとの調整が必要になってくると思いますので、そういったものの強化策を考えていくことが福祉のまちづくりにつながっていくと私は思っております。これは私の意見です。

終わります。

○浅香副会長 また全体的に何かあれば、最後のほうにお話しいただければと思います。

それでは次に、もう一つの部会であります新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会の報告を鈴木部会長よりお願いいたします。

○鈴木委員 ただいまご紹介いただきました委員の鈴木と申します。

新・札幌バリアフリー基本構想の見直し検討部会が昨年の推進会議の後に立ち上がりまして、その中で私が部会長を担当することになりました。どうぞよろしく願いいたします。

我々の専門部会は、これまでに5回の部会を開催しまして、札幌市の検討状況について報告を受けながら、平成21年に策定されました新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しについて議論を進めてまいりました。専門部会では、北海道開発局、北海道運輸局、北海道警察、さらにはJR北海道など、国道や信号機、鉄道施設の管理者にも加わっていただき、それぞれの立場から意見をいただきながら、今後のバリアフリーの方向性について検討しております。

本日は、中間報告ということですので、事務局に資料を用意していただきましたが、内容が専門的でボリュームもありますので、まず先に、バリアフリーの基本構想とは何かということを改めて私のほうからお話をしたいと思います。その後、事務局から詳細な報告をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、お配りしている資料の(2)ー1をごらんください。

バリアフリーの基本構想をつくる目的と概要が書いてあります。

まず、基本構想をつくる目的ですが、高齢の方や障がいを持つ方が利用する建物が集まっている地区を重点的かつ一体的にバリアフリー化しましょうということです。この目的の達成のためにバリアフリーの重点整備地区を設定し、優先的にバリアフリー化を進める道路や事業ごとの整備方針を定めたものが、我々が今まさに見直しの検討を進めておりますバリアフリーの基本構想になります。関係する事業者の皆様には、この基本構想に基づきまして、重点整備地区を中心に、互いに連携をしながら、バリアフリーの整備を進めております。ところが、基本構想を策定しましてから時間がたっておりますので、いろいろと状況が変わってきました。用意していただいた資料には見直しのポイントが二つ書かれております。一つは、例えばこういうところでバリアフリーを進めなさいという国の方針が改定されたり、高齢の方が利用する建物が新しく建てられるなど、バリアフリーを取り巻く状況の変化があるということです。

もう一つは、この道路をバリアフリー化したいのだけれども、なかなか基準どおりにはできないといったことが判明するなど、実際に事業を進める中でさまざまな課題がわかってきたということです。

このほかにも、社会全体の情勢変化として、日本の高齢化がどんどん進んでいるといったことや、札幌にいらっしゃる外国人への対応なども求められていることなど、いろいろなことを考えなければいけません。

こうした課題に対する考え方は、札幌市のほかの計画にも盛り込まれておりますので、専門部会では、そうした関係性なども整理しながら、バリアフリーをどのように進めていけばよいのか、また、どのような視点が大切なのか、事務局の資料をもとに議論を重ね、

全体的な方向性を取りまとめたところです。

それでは、詳細につきましては、この後、事務局から説明をお願いいたします。

私からは以上です。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） 事務局の駐車施設担当係長をしております阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料（２）－２を用いて説明を進めさせていただきます。

まず、１ページ目をごらんください。

見直し検討部会は、昨年１１月からこれまでに５回開催してまいりました。皆様にご協力いただきました５月のフィールドチェックの後にも２回の検討部会を開催しておりますので、本日はその概要を説明いたします。

次のページをお願いいたします。

今回の基本構想の見直しの基本的な方針を説明します。

まず、現在定められております地下鉄やＪＲなど駅周辺の重点整備地区が５３カ所ございますが、これについては変更せず、引き続き、優先的に整備を行っていくことといたします。また、今回、多数の意見をいただいておりますが、いただきました意見のうち、今回の見直しで反映できなかったものにつきましては、次回以降の見直しに向けて整理をしていきたいと考えております。

続きまして、３ページです。

今回、特に病院や公共施設などの立地状況が変わったことなどを受け、道路のバリアフリーの考え方を重点的に見直しております。

見直しの内容は大きく３点です。

一つ目は、建物の新築や廃止に伴う経路の更新です。二つ目は、幅の狭い道路など整備が難しい道路についてどのように整備をするかというもので、経路の適正化というふうに整理しております。三つ目は、人通りが多い道路など、新しいバリアフリーの経路に追加をするというもので、経路の充実を行っております。

４ページ以降に、それぞれについて簡単に説明をいたします。

４ページをお願いします。

初めに、経路の更新について説明します。

例えば、図の赤いところに新しく福祉施設などの施設ができた場合、この施設と駅とを結ぶ経路を新たに追加いたします。また、このバリアフリーのルートは、一つだけではなく、できるだけ複数の経路を確保できるように、今回、見直しをしております。

続きまして、５ページです。

次に、施設が移転した場合です。

この場合も、同様に新しい施設に経路を変更いたしますが、もともと施設があった場所への経路は、図で青いバツで示しておりますとおり、廃止となります。しかし、既にバリアフリーの整備が終えている場合は、引き続き適正な維持管理を行い、整備が終えていな

いものについては、道路の改築工事などのタイミングに合わせてバリアフリー化を行うこととなります。

続きまして、6ページです。

経路の適正化について説明いたします。

横断歩道がないような安全に渡ることが難しい交差点や、幅の狭い歩道しかない道路については、図にありますように、より安全に通行できる経路に振りかえを行います。

7ページをごらんください。

しかし、中には、振りかえる経路がない場合もございます。この対応については、フィールドチェックのときにいただきました意見を踏まえて対応いたします。まず、幅の狭い道路についてですが、歩道ではなく、車道のふちを車椅子で移動する場合も想定いたしまして、雨水ますのふたを改良したり、歩道と車道の段差を解消するような整備を行います。また、横断歩道がないような安全に通行できない交差点では、ドライバーへの注意喚起の看板や、横断歩道の設置について、北海道警察とともに検討いたします。なお、安全が確保されない交差点では、点字ブロックで車道を横断するような誘導を行わないようにすることといたします。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらは参考になりますが、ことしの5月23日に現地確認をいただいた写真になります。このときは、狭い歩道と横断歩道がない公園に向かう交差点をご確認いただいております。

次のページをお願いします。

続きまして、経路の充実について説明いたします。

バリアフリー化する道路の追加は、二つの考え方で行っております。まず、左側ですが、駅につながる道路のうち、特に歩く人が多い道路をバリアフリーの対象に追加いたします。図の右側ですが、二つの重点整備地区の隙間にあつて、バリアフリーの対象となっていなかった道路についても、バリアフリーの連続性を考慮しまして、経路に追加することといたします。

10ページをごらんください。

今説明しましたとおり、道路のバリアフリーについては大きく三つの視点で見直しを行っております。具体的な地図、図面や延長等の整理は、現在、行っている最中でございます。

次のページをごらんください。

続きまして、道路以外のバリアフリーの見直しについて説明いたします。

バリアフリーを定めた法律には、道路のほかに旅客施設と呼ばれますJRや地下鉄の駅、バスやタクシーなどの車両、信号機、駐車場、公園、建築物についても定めております。国の方針では、整備の目標年が平成22年から32年に変わり、整備の目標値も変更されております。

これらの施設について、見直しの概要を説明します。

12ページをお願いします。

まず、旅客施設についてです。国の基本方針で、対象が5,000人以上の駅から3,000人以上の駅に変わったことに伴い、JR駅については、ここにあります八軒駅や拓北駅など四つの駅が新たに追加されます。また、路面電車の停留所についてもバリアフリーの対象にすべきというご意見がありましたので、利用者数の多い西4丁目と、すすきの停留場も構想に追加いたします。バスやタクシーなどの車両につきましては、行政の補助なども活用し、今後も引き続きバリアフリー化された車両の導入を進めます。また、乗務員がさまざまなお手伝いをすることも多くなりますので、職員の教育訓練についても定めております。道路と信号機につきましては、今回の見直しに伴い、対象箇所がふえております。道路の重要性などを考慮しまして、優先度をつけてバリアフリー化を進めてまいります。

13ページをごらんください。

今回の検討部会では、特に駐車場のバリアフリーについて多く議論が行われました。議論の際には、児玉委員よりご提供いただきました障がい者用駐車スペースの調査結果も活用しながら、議論を行いました。駐車場のバリアフリーについては、商業施設などの事業者の協力も大切ですが、一般の方のマナーやモラルの問題も大きいという意見がありましたので、これに向けた取り組みが必要と考えてございます。このほか、公園や建築物については、施設の改築などにあわせて、トイレや駐車場などのバリアフリー化を引き続き進めます。

14ページをお願いします。

ここで、一部にはなりますが、これまでの検討部会で出た意見を整理しております。二重丸は、今回新たに追加するもの、ただの丸は、これまでの基本構想にもありましたが、今回、記載内容を充実させるものになります。いただきました意見の主なものといたしましては、バリアフリーの対象は、高齢者や障がい者のみならず、外国人やベビーカーなど幅広く捉えるべき、知的障がい者に関する記述をもっと加えるべき、整備の目標値をできるだけ明確にしたほうがよい、このほか、事業者間の連携や維持管理に関するような意見もいただいております。特に、今回の見直しで十分に反映できなかったもの、今後も引き続き注視していくことが必要な項目につきましては、表の右側の積み上げのところに二重丸をつけております。

次のページをお願いします。

ここから5ページは、障がい者を対象にした調査のうち、今回のバリアフリーの見直しに関係の深い、特に外出に関するデータについて整理いたしましたので、事務局からの報告ということでご紹介させていただきます。

まず、障がい者の外出状況です。

半数以上の方がほぼ毎日外出していることがわかります。また、この傾向も、6年前、



3年前と比べて、少しずつですが、増加していることがわかります。バリアフリーの整備の効果であったり、さまざまな福祉の施策の結果がこのようなものに結びついているのではないかと考えられます。なお、外出の目的ですが、買い物と病院が最も多く、これに次いで趣味やレクリエーションが多くなってございます。

次の16ページをお願いします。

外出する際の交通手段について整理をしております。地下鉄やバスといった公共交通機関が多く使われていることがわかります。このグラフは、全ての身体、知的、精神を含めた障がい者から聞き取ったものでございますが、特に身体に障がいをお持ちの方だけのデータを抜粋してみますと、自家用車やタクシーの利用が多くなっております。今後も、誰もが使える公共交通のバリアフリーや、同時に駐車場のバリアフリーといったものも求められてくると考えております。

17ページをお願いします。

こちらは、誰と外出しますかといった質問の回答になります。家族と一緒にという回答と同じぐらい1人で外出をするという回答が多くなってございます。家族の方と一緒に外出いただき、さまざまなイベントなどに参加していただけると、まちの活性化にもつながりますし、一方では、1人で外出する方も多いことから、1人で外出しても安心して安全にまちを移動できるようなバリアフリーのまちづくりを進めていくことが必要と考えられます。

続きまして、18ページになります。

外出するときに困っていることになります。結果といたしましては、特にない、交通費がかかるといった回答が多くなってございますが、青枠で困っております安心して利用できる交通機関や駐車場などが少ない、安心して利用できる施設やトイレが少ない、歩道が歩きにくいといったような施設の整備に関することについても依然として大きな課題であることがわかります。ただ、このような結果でも、3年前のデータと比べますと全体的に改善が見られますので、今の取り組みを着実に継続して行っていくことも大切なことというふうに考えております。

最後に、19ページの意識上のバリアに関する質問になります。

3年前に比べて意識上のバリアが改善されているかという問いに対しての回答になります。3割程度の方が改善されてきていると感じているものの、それ以上の割合の方が、余り改善が感じられない、どちらとも言えないといった回答があり、心のバリアフリーの取り組みの必要性もまだ高いということができます。

データの整理は以上となります。

このような取りまとめはこれまで余り行われてこなかったものと思われま。このような実態を踏まえ、どのようにバリアフリー化を進めるべきかといった参考にしていきたいと考えております。

最後になりますが、今後の予定です。

検討部会は、残り2回を予定しております。この2回の中でバリアフリー基本構想を取りまとめまして、できた構想をこの推進会議に再度お諮りいたしまして、最終案の確定としたいと考えてございます。推進会議で了承された場合、来年の3月もしくは4月ごろに公表する予定としております。

以上でバリアフリー基本構想の見直し検討部会からの中間報告を終わります。

事務局からは以上です。ありがとうございました。

○浅香副会長 ありがとうございます。

ただいま、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会からの報告がございました。

ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○宮川委員 社会福祉協議会の宮川です。

私は、思いやりのほうの部会に所属していますので、ちょっとピント外れの質問になるかもしれませんが、中間報告資料の2ページ目の基本的なところでお伺いしたいと思います。

全体的にお話を聞いていますと、重点整備地区に加えて、環境変化によって新しい施設ができたり位置が変わったり、あるいは集客する駅や人通りが多いところを中心に整備していくように受けました。これはしばらく前の話なのですが、たまたま重点整備地区以外で、白石区の話ですけれども、地下鉄の南郷7丁目の駅から、JRも含めて、地下鉄線も含めて、それを交差する水源地通でちょうどJRを越える陸橋があります。陸橋は、車は緩やかな斜度で通行するわけですが、人と自転車につきましては、陸橋の側道を平面レベルでJRの線路のそばまで行って、そこから線路に沿って斜路がついているわけです。12度の斜路がかなり長い距離で陸橋側から離れる形でいって、踊り場的なところで折り返して、また、陸橋側へ戻って陸橋を越えて、それがJR路線をまたいで左右に合計4カ所あるのでしょうか。

そこを通行する高齢者の方から、生活する上で、線路をまたいで行き来するのに、その12度が冬などは非常に大変だというお話しをしばらく前に聞いたことがありました。そのケースだけではなくて、個々に想定される整備地域や何かを外れたところの市民の声や要望をどういうふうに拾い上げていくのか、あるいは、現在もそういう拾い上げ方をしているのか、また、そうしたことは今回の基本構想の見直しの対象範囲に入るものなのか、この基本構想とはかかわりなく、市の政策レベルでその都度に対応するような話なのか、ちょっとわからなかったものですから、教えていただきたいと思います。

そういうケースに限らず、例えば青葉やもみじ台は高齢化が非常に激しい地区です。南区もそうですが、高齢化が激しい地区において細々とした話もあるでしょうし、範囲を広げれば、子育てや障がいなど、きめ細かく、どういう拾い方や対応をしていくことになるのかというところのイメージがちょっとつかめなかったものですから、基本的な考え方を教えていただければと思います。

○浅香副会長 事務局からお願いします。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） まず、重点整備地区とそれ以外の地区ということになるかと思いますが、重点整備地区内につきましては優先的に進めていくということで、道路についても、10年ぐらい前に工事が終わった比較的新しいところでも、バリアフリー化されていないものについては、バリアフリー化を積極的に図っていくというような取り組みを行っております。一方で、重点整備地区以外のものについては、道路、建築物、公園等も含めてですけれども、施設の改修に合わせて、古くなってきたものを新しくする際に、今の新しいバリアフリーの基準でつくり直すということです。また、先ほどの立体交差の道路などは、基本的には新築になりますので、新しく物を建てる場合についてはバリアフリー化をするといった対応をとっております。

特に、ご意見をいただきましたJRをまたぐようなものや横断歩道橋などの立体横断施設についても検討部会で意見が出ておりましたが、高齢社会を迎える中でバリアが大きなものとなっております。基準としてはエレベーターをつけることが基本となっておりますが、維持管理上の問題等がございまして、必ずしも全てにつけられているものではないのですが、そういった課題も踏まえながら、維持管理、施設の更新を進めていくことが必要というふうに考えております。

以上です。

○浅香副会長 よろしいですか。

そのほかにご意見、ご質問などあれば、どうぞ。

○今委員 バス協会の今と申します。

資料を見ながらご質問をしたいと思えます。

資料（2）－2の15ページ以降に、障がい者の方々の外出状況等のアンケート結果が出ております。15ページでは、毎日外出される方が多くなっていますという結果になっているのですが、16ページを見ますと、地下鉄、バスが、わずかですけれども、平成19年、22年、25年と比較しますと減少しております。外へ出る方々がふえているのにその部分が減少しているということで、理解に苦しむのですけれども、多く外出されている方々はどういうふうに外出しているのかということがもし事務局でわかっていたら教えていただきたいというのが一つです。

それから、19ページに意識上のバリア改善についての結果が出ていますが、この結果を見ますと、改善されているという方々の割合が、平成19年、22年、25年と比べて減少しております。そして、わからないという方々がふえています。バリアフリーについては、札幌市も含めましていろいろ取り組まれていると思うのですが、どうしてこういう結果になるのかがわかっていたら教えていただきたいと思えます。

以上の二つです。

○浅香副会長 事務局からお願いします。

○事務局（阿部駐車施設担当係長） ありがとうございます。

まず、16ページのほうになります。

ここに示しております数字は、パーセンテージになりますので、絶対数がどうかというところはちょっとわからない部分がございます。まず、全体的な話といたしまして、障がいをお持ちの方、また、それ以外の方も含めまして、地下鉄でしたり、特にバスになりますけれども、利用者数が減っている状況がございます。札幌市は、大きい都市ですので、まだ維持できている部分もございますが、地方都市ではバスの維持ということも大きな社会問題の一つとなっております。特に、その要因としては、恐らく自動車利用がふえてきているということや、最近ですと、少子化ということで定期利用している学生さんが減っているということも影響しているのではないかと考えております。

特に、これは障がいをお持ちの方のグラフになっておりますけれども、全体的な流れの中で自家用車のほうに配分をされているのか、また、グラフではその他の部分が平成22年度と25年度で大きく差が出ておりまして、この詳細はわからないところがございますけれども、そういう全体の流れの中で減少しているところがあると考えております。

それから、19ページについてですが、改善されているという回答が減っているということと、わからないがふえているということです。これは推測になりますけれども、質問の聞き方として3年前と比べてということで聞いておりますので、例えば、何年か前によくなったというふうに感じた人は、6年前から3年前に比べてはよくなった、また、いい状態が続いているので変化がわからないというような人は、もしかすると改善された3年前にお答えいただいた方がわからないというほうに移っていることもあろうかと思えます。いずれの年も3年前と比べてという聞き方をしていきまして、必ずしも積み上げで改善をされていくという聞き方をしておりませんでしたので、余り変化が見られないということであれば、わからないという回答がふえているのかと思えます。ただ、わからないという回答は、いい状態で変わっていないというものなのか、悪い状態で変わっていないのかというところまではわからない部分がございますが、そういう質問の仕方の影響もあろうかと考えております。

○浅香副会長 よろしいですか。

それでは、堤委員、お願いします。

○堤委員 老人クラブの堤でございます。

15ページに、障がい者の外出状況というデータが出ております。私は、障がい者の外出状況も大変わかるのですが、今、高齢者が実際にどういう状況で外出をしているか、あるいは乗り物等を利用しているかということもぜひ検討していただければと思っております。

というのは、札幌市も高齢化が年々進んでいる状況の中で、今までは自分の車を運転していた方も、もう運転はやめて公共交通機関を使うという状況に入りつつある中で、今、どのような変化をやっていくかということも、調査の段階で報告していただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○浅香副会長 事務局からお願いします。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） ありがとうございます。

高齢者の外出状況につきましても、同じような高齢社会の意識調査ということで取りまとめられたものがございます。今回は紹介することができませんでしたが、一つの例として、第3次札幌新まちづくり計画の中で一つの目標を掲げておりまして、週2回以上外出する高齢者の割合というものの目標を持っております。これは平成22年度の実績値になりますが、82.2%です。週2回以上ですので結構大きい数字になりますが、平成26年度にはこれを85%にするなど、我々のバリアフリーの取り組みも、高齢者の方や障がいのある方が実際の行動に移っていただくことが一番大切だと考えておりますので、今後も、障がい者のみならず、高齢者の方や市民が安心して外に出られるような取り組みができればと考えております。

○浅香副会長 よろしいですか。

そのほかにもございませんでしょうか。

○児玉委員 公募委員の児玉です。

先ほど、鈴木部会長から、外国人に対する対応ということに触れられておりました。53の重点地区の中に、例えば北大周辺の地区も入っておりますが、こういったところは、北大への留学生も多く住んでいる地区だと思いますので、外国人からの意見その他をまちづくりに反映するということが必要だと思いますけれども、そういうことをやったことがあるかどうかということです。

もう一点は、先ほどは視覚障がいのことについて申し上げましたけれども、知的障がいと聴覚障がいの人たちに対する対策について、例えば知的障がいの場合ですと、難しい漢字がなかなか読みづらいところがございます。片仮名あるいは平仮名でルビを振るということをやるといいと思います。また、聴覚障がいの場合は、火災あるいは災害が起きたときの案内をどうやって伝えるか、これは光でのフラッシュなどという手法の充実も必要ではないかと思うのですが、こういったことについての取り組みをどのようにお考えになっているか、質問したいと思います。

それから、重点地区の中での新しい施設ですね。例えば円山公園のトイレ、それから事務所もありますけれども、こういったところは、バリアをフリーにするのではなく、最初からユニバーサルデザインの考え方でつくっていくことが重要だと思いますので、ユニバーサルデザインの考え方をもっともっと積極的に取り入れていく必要があるのではなからうかと思っております。

最後の点は意見ですが、外国人、聴覚障がい者、知的障がい者への対応をどのように考えているのか、その辺のところをもう一度お伺いしたいと思います。

○浅香副会長 事務局からお願いします。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） ありがとうございます。

今回、見直しておりますものは、基本構想ということで、一つ一つの施設の整備内容についてまでは記載できていないところがございます。ただ、私たちの基本構想の見直しの

ほかに、国においてもそれぞれのバリアフリーの施設の整備基準の見直しが進んでおりますので、そういう中で見直しが進んでいると考えております。

特に、外国人への対応については、どちらかという、段差の解消よりもサインやピクトグラムの使用というものになってくると思いますので、そういう一つ一つの案内の工夫、情報提供のあり方が大切になってくると考えております。

また、視覚障がい、聴覚障がいもそれぞれ配慮が必要だと考えておりますが、バリアフリーの法律も、身体障がいに限らず、知的障がいや精神障がいの方にも配慮するということで、できるだけ幅広く、おのおのの特性を捉えて対処をするという記載もありますので、そういう方針については基本構想の中にも取り入れてまいりたいと考えております。

それから、円山公園の話をいただきましたが、基本的には、物を新築する際にはユニバーサルデザインの考え方でということになっております。今回、円山公園も、入り口の改修をしておりますので、バリアを解消しながらということになろうかと思いますが、特に、最近の大きい建築物の新築ですとユニバーサルデザインの考え方は大切だと考えておりますので、そういう中での対応になってくると思います。

○浅香副会長 児玉委員、よろしいですか。

○児玉委員 一言つけ加えますと、例えば、7ページ目の下の左側に、横断歩道あり、歩行者、自転車に注意という注意喚起看板がございます。これは実際にあるものかどうかちょっと確認できませんが、これを色覚障がいの方が見た場合に、多分、上の横断歩道ありというのは見えないと思います。この色の使い方について、この部分だけでも周りを白で囲うとか、文字の色を下の橙色に近い色にするなど、そういった色合いを使う必要があります。

なぜそんなことを言えるかといいますと、北海道に色のユニバーサルデザイン協議会というものがあって、かなりの実績を持っております。そういったところとご相談しながら、サイン計画あるいはピクトグラムの作成に当たる必要があると思います。

それから、札幌市立大学のデザイン学部は、ピクトグラムやサイン計画についての専門の先生が多数おいでになりますので、こういった方々の意見を聞きながら、53地区のサイン計画、ピクトグラムの製作をお考えになったらいかかかと思えます。

○浅香副会長 この写真は、現実的にはドライバーに向かっての看板なのでしょう。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） ご意見をありがとうございます。簡単にコメントさせていただきます。

色覚障がいの方は、人口比率にすると結構多いとお聞きしております。したがって、今回の資料を作成するに当たっても、15ページ以降のグラフも、今回、我々も初めてだったのですけれども、鈴木部会長からご意見をいただきまして、そういう対応、配慮も必要ということで、色使いを工夫させていただいているところでございます。

ただ、道路工事の現場や、こういう標識については、これは実際にあるものですが、まだそこまで配慮が行き渡っていないものもあろうかと思えます。道路の工事の現場

においても、単純に点字タイルをつけるだけ、段差をなくすだけではなくて、こういう標識等にもついても配慮が必要になってくると思います。貴重な意見として預からせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○児玉委員 色覚異常については、色のシミュレータという無料のアプリケーションがありますので、これで照らし合わせてみれば、この色はどうも見づらいなということがはっきりとわかると思います。鈴木部会長のご意見で、このグラフの色合いをというふうにお伺いしましたが、緑と青がなかなか判別しにくいところもありますので、そういった点にもご注意いただければありがたいと思っています。

サイン計画でも、各部局の間でどのように調整しているのかということ、これは冗談みたいな話ですが、例えば、円山動物園に行くのに、象のマークがあるのです。ところが、円山動物園に象はいないのです。花子が死んでからもう数年以上たっております。円山公園の地下を歩く通路にも象がいますし、案内表示板にも必ず象がいるのです。あれを子どもが見たら、あれ、円山動物園に象がいるのかなとみんな思ってしまいます。そういったことに札幌市の方が誰も注意を向けないというのはどういうことなのかと思いますし、連携のあり方そのものについて若干疑問に感じております。これはお答えいただかなくても結構ですけれども、ピクトグラム、サインというのは非常に重要だと思いますので、よりよく検討していただければありがたいと思います。

以上です。

○浅香副会長 そのほかにご意見などはございませんか。

木下委員、どうぞ。

○木下委員 木下です。

バリアフリー化に関する事業を重点的にするための重点整備地区が53地区ありまして、ここは優先的に整備ということになっておりますが、この地区の道路等の整備は実際にどの程度行われているのでしょうか。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） この53地区の中の道路の整備の進捗率については、大体6割から7割程度となっております。今回、まだ3割から4割ぐらいは残っておりまして、この地区をどんどんふやして整備をするのはまだ早いということもございまして、まずは、53地区について、できるだけ100%に近づくようにということで整備を行っております。

○浅香副会長 そのほかにごございませんか。

今西委員、どうぞ。

○今西委員 札幌青年会議所の今西です。

バリアフリー基本方針の12ページにある重点整備地区で、1日当たりの平均的な利用者数について、これは選定の手法と改善する手法の話になるかと思うのですが、人数が多いからといって整備するのは非常に危険だと思います。例えば、重点整備地区内にある路面電車ですね。西4丁目とすすきのを整備したとして、乗って降りられる場所がな

いとなると、結局、利用者がいなくなるような気がします。単に人数が多いから整備をす  
るとい形になると、非常に無駄といますか、もったいないと思うのです。結局、乗り  
口と降り口が両方そろわなければ使えないと思いましたが、選ぶ基準をもう一度ご配慮  
いただければと思います。

○浅香副会長 お願いします。

○事務局（阿部市民まちづくり局駐車施設担当係長） ありがとうございます。

3,000人以上という数字については、もともと5,000人以上から引き下げられ  
たもので、国のほうで提示しているものになります。本当に一律的なものになりますので、  
これが絶対かというご意見はごもつものところはあるかと思えます。我々が特に重点整  
備地区を選定するときには、こういう利用者数が多い駅と、周辺に福祉施設や病院など公  
共施設等が多数建っているかどうか踏まえて行っております。例えば、JRとか、路面  
電車も札幌市になりますが、3,000人以上についてバリアフリー化をするというこ  
とは、国のほうからの基本的にやってくださいという方針になっておりますので、それは本  
当にハード整備の面になりますが、そこは順々にやっていくことになろうかと思えます。

確かに、西4丁目で乗って図書館の前で降りるということであろうかと思えますけれど  
も、できるところから、利用者が多いところからというような思想になっていると思いま  
す。

○今西委員 その基準は十分理解したのですが、結局、乗り降りの両方がそろわ  
なければなかなか利用が伴わないというところはぜひご配慮いただきたいと思えます。よろ  
しくお願いします。

○浅香副会長 今、今西委員がおっしゃったようなことは、私たちの障がい者団体も、路  
面電車のバリアフリー以前に、横断歩道と横断歩道の真ん中といますか、おりても歩道  
に行けないような電車の停留場が3カ所ぐらいあるのです。視覚障がいの方が困っている  
ということで、ドライバーさんへの注意喚起の看板をつけていただきたいとか、そういう  
面も随時お願いしています。今後のバリアフリーとともに、今、今西委員がおっしゃっ  
ていただいたとおりに進めていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

私も福祉の関係が長いものですから、最初に地下鉄駅の南北線の真駒内駅と北24条駅  
が通ったときも、大通と24条と真駒内だけにエレベーターをつけますと札幌市が言われ  
たのです。でも、私たち障がい者団体は、それでは、ほかの駅で乗り降りするときどう  
するのだという話になって、逆に、障がい者団体は、要らないと言ってしまったのです。  
そういう経緯で、近年、困った状況がありましたが、現在は全ての地下鉄駅にエレベーター  
もつけていただいております。そういう歴史的な背景や、ちょっと苦い思い出もあるも  
のですから、そういう轍を踏まないように、私たちも行政や皆さん方とご相談しながら進  
めていければなと思っていました。

全体を通して何かないでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）



○浅香副会長 では、最後に、今後の全体会議、部会の開催スケジュールにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） 障がい福祉課の洞野でございます。

今後の全体会議と専門部会の開催予定につきましてご説明いたします。

まず、各専門部会の開催スケジュールでございますが、優しさと思いやりのバリアフリー部会につきましては、部会委員の皆様にはご案内済みですけれども、来月の11月17日に保養センター駒岡のバリアフリーチェックを実施する予定になっております。その後、公園関係のバリアフリーチェックなども予定されておまして、年度内のバリアフリーチェックが済みましてから部会の開催を予定しております。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会につきましては、先ほどの報告資料にもございましたが、12月1日に第6回の部会開催を予定しております。その後、さらに年明けの1月ごろに第7回の部会を予定しております。

第3回目の全体会議につきましては、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会において、基本構想の改定版の公表を来年4月ごろに予定しております。その前に全体会議への報告をいただくため、おおむね3月ごろの開催を予定しております。

会議の開催に当たりましては、各委員の皆様には開催の1カ月前ぐらいには開催案内を送付させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

今後の開催スケジュールにつきましては以上でございます。

○浅香副会長 ありがとうございます。

委員の皆様から、全体を通して何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○堤委員 今回の予定についてですが、次回は12月1日と言っていましたね。これは市の介護保険事業計画の委員会も同じ日の予定です。会場は違うだろうし、時間も違うだろうけれども、同じ委員があっちに行ったりこっちに行ったり、あるいはぶつかっているかもしれないので、そのあたりはちょっと調整してください。

○事務局（洞野保健福祉局事業計画担当係長） わかりました。

○浅香副会長 よろしくお願ひしたいと思います。

ほかになれば、本日の議事は全て終了いたしました。

長時間にわたり、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（長谷川保健福祉局障がい福祉課長） 浅香副会長、また、委員の皆様、長い時間にわたる熱心なご討議を本当にありがとうございました。

以上で第8期第2回福祉のまちづくり推進会議を閉会させていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。

以 上